

1 制度概要

入間市内在住者の高校生、大学生で連帯保証人が2名立てられる方へ無利子で奨学金の貸し付けを行う。成績要件・所得(就学援助制度と同等)要件を設けている

- ・高校 入学一時金：10万円まで 奨学金：月額1万円まで
- ・大学 入学一時金：20万円まで 奨学金：月額2万円まで

2 広報

市HP掲載、市広報紙掲載、各施設へのポスター掲示チラシ配架依頼、中3保護者全員への周知、雑誌掲載

3 現状の課題

申請者数が減少し、ここ数年は2、3人ほどである。令和6年度生については申請が1件もなかった。

4 近隣市町村の状況

- ・西部教育事務所管内21市町村(当市を除く)の奨学金制度は
奨学金と入学一時金の両方の制度あり 9
奨学金のみ制度あり 2
入学一時金のみ制度あり 3
奨学金と入学一時金の両方とも制度なし 7
- ・近隣市の申請状況は、減少傾向にある。

5 制度の今後の方向性について

(1) 貸付条件を変更し、借りやすくする

例) 貸付限度額を増額する、成績要件を引き下げる、所得要件を引き上げる

⇒貸付限度額増額については令和元年度に検討したが、制度利用者増の確証が得られないとの理由で副市長より却下された。

⇒成績・所得要件の変更については H27 度生より成績要件及び所得要件を厳しい方向に変更している。再度の変更は明確な理由がない限り適切でないと思われる。

⇒借りやすくすることで返還者の負担も増えてしまう。

※ すぐに返還するものではないので返還負担に対する実感が申請時点ではあまりない（気軽に借りてしまう）ため、いざ返還が始まったときに滞納してしまう。

⇒奨学金は私債権であり、滞納者に対して公債権の場合のような差押え措置を実施できないことから、強制的に債権を回収するためには民事訴訟を起こすことになる。そのため、現実には督促状送付、電話、訪問を粘り強く続けることが対応策の中心となる。借りやすくすることは、この事務量の増大、経費増のリスクが大きくなることを意味する。

(2) 給付型にする

⇒「ばらまき」になるおそれがあり、これを防ぐために要件を厳格化すると、申請者の増加にはそれほどつながらない。また財源の確保や現行の貸付制度を利用している方との公平性も問題となる。

(3) 返還免除、減額（指定企業就職・定住・好成绩）

⇒給付型の導入同様、財源の確保や現行の貸付制度を利用している方との公平性が課題となる。

(4) 制度を廃止する

⇒県や民間の制度が充実してきている（市奨学金より条件が良い）。市奨学金は役割を終えたとみて、廃止してもよいのではないか。

廃止する場合、次の調整事項がある。

- ・奨学基金（1 億 800 万円ほど）の取扱い
- ・制度廃止後の返還関連事務
- ・代替となる制度の導入の可否

⇒これについては、奨学金の返還支援制度を実施する自治体が国の促進策もあって増えてきている。

6 奨学金返還支援制度について

- ・別資料参照。

7 遺児奨学金制度について

遺児の高校生に月 5,000 円を支給する遺児奨学金については令和 5 年度から利用者がない。基金の残高は 31 万ほどに減少している。高校無償化施策が進められ、需要が減少した。奨学資金貸付制度同様役割を終えたとみてよいのではないか。

8 結論

- ・市の奨学資金貸付制度は、国・県の施策や民間の奨学金制度の充実に照らし、役割を終えたと考えられることから、令和 6 年度に募集した令和 7 年度奨学生募集をもって廃止する。遺児奨学金制度についても令和 7 年度限りで廃止する。令和 7 年 12 月議会に廃止関連条例を上程する。
- ・奨学金返還支援制度については、若者の地方定着促進策として国が交付税措置を通して後押ししているが、単に返還金の一部を負担する制度にするのではなく、実施に際しては「人材確保」「若年層の定住、就職」といった施策のもとで実施することが望ましい。現在の市の財政状況や制度の効果が見えにくいことに鑑み、市の奨学金制度の代替として直ちに実施する必要はないのではないかと考える。
実施に際しては市長部局との連絡調整が必須であり、実施の場合については基金の活用についても視野に入る。
- ・市としては、奨学金返還支援制度を直ちに実施しないとしても、県内を中心に他自治体の動向を注視する必要がある。